

幌加内町競争入札参加資格審査申請の時期及び方法について

第1 資格の種類

資格の種類は、下記の通りとする。
物品供給等、リース・レンタル、業務委託等

第2 資格要件

- 1 (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (3) 政令第167条の4第3項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (4) 審査基準日において次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税及び市町村税
 - イ 本店が所在する都府県の事業税
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (5) 審査基準日において、引き続き1年以上、希望する業種の事業を営んでいること。
- (6) 審査基準日の直前1年間に、希望する業種において売上高を有していること。
- (7) 希望する業種の営業に関して許可、免許、登録等を要するものについては、当該営業に関する許可、免許、登録等を有する者であること。

2 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、1に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等のうち、(1)に該当する組合に係る資本金及び従業員数については、申請にあたり、当該組合の資本額及び従業員数に、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）の資本額及び従業員数を加えた合計値とすることができます。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 審査基準日

資格審査の基準日は、令和4年1月1日とする。ただし、随時申請の場合は申請する月の初日とする。

第4 資格の決定等

参加資格の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登録する。

第5 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請の時期は次のとおりとする。

- (1) (2) から (5) までに掲げる者以外の者

令和4年1月7日（金）から同年2月28日（月）まで

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から12時、午後1時から5時まで）

- (2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

（1）に定める時期及び当該証明を受けたとき。

- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

（1）に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

- (5) 町長が特に必要と認めた者

町長の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は幌加内町のホームページから様式をダウンロードして使用すること。

3 申請の方法

資格審査の申請は、幌加内町建設課土木維持係の指示により作成した申請書類を持参、若しくは郵送（レターパック等可）で提出することとする。（別表1のとおり）

提出先：幌加内町役場建設課土木維持係

〒074-0492

北海道雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地

電話 0165-35-2123

第6 資格審査の申請内容の変更

- 1 資格の有効期間内に、次のいずれかに該当する変更があった場合は、変更届を提出するものとする。

- (1) 資格を有する者の事業又は営業の相続、合併、譲渡又は会社分割による移転

- (2) 中小企業組合等の構成員の変更（企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあっては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）

- (3) 希望する資格の種類を異にする分類の追加

- (4) 住所、商号又は名称、法人の代表者氏名等の他、主たる事業の種類又は営業に必要な許可等の変更

- (5) 希望する分類の変更（同一種類の資格内で分類を追加する場合）

2 変更届の提出

変更届の提出を行う場合は、第5の3の申請書類の提出先に、幌加内町ホームページに掲載している様式及び添付書類を提出すること。

第7 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が令和4年4月1日前である場合は、令和4年4月1日）から令和7年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第8 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に關し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第9 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

第10 その他

- 1 有格者又はその代理人、支配人、他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、幌加内町が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱については、第1から第10までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

別表1

法 人	個人	書類名	適要
○	○	①競争入札参加資格審査申請書	様式第1号
○	○	②競争入札参加資格審査申請書付票 (営業種目分類表を見ながら作成してください)	委託の場合は様式第2号、第2号の2、第2号の4 物品の場合は様式第2号、第2号の3
○	○	③事業経歴書	様式第3号。直近1年間に官公署との契約実績がある場合
○		④登記事項証明書【写し可】	法務局で発行する全部事項証明書又は現在事項証明書
	○	⑤代表者身分証明書【写し可】	
○	○	⑥許可書又は通知書【写し】	許可、登録等が必要な事業を登録申請する場合
○	○	⑦法定保険加入状況一覧表	町様式
○	○	⑧社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入状況が確認できる書類の写し	納入告知書等のコピー
○	○	⑨労働保険(雇用保険・労災保険)の加入状況が確認できる書類の写し	保険関係成立届等のコピー
○	○	⑩納税証明書【写し可】	・消費税及び地方消費税未納がないことの証明 ・町税未納がないことの証明(幌加内町で課税されている者のみ)
○	○	⑪財務諸表類【写し】	直近1年度決算分。
	○	⑫確定申告書【写し】	直近1年分。
○	○	⑬委任状	支店等に委任の場合
○	○	⑭誓約書(暴力団排除に関する誓約書)	町様式
○	○	⑮A4版フラットファイル【色等不問】	背表紙に商号等を記載し、①～⑭を綴じて提出してください。
○	○	⑯返信用封筒(審査結果通知用)	長3封筒(長形3号)程度のサイズ。 宛先を記載し、84円切手を貼付したもの。 ※受付票は不要です。

浄化槽保守点検業務を登録希望する場合、加えて次の書類が必要です。

書類名	注意事項
⑯幌加内町指定合併処理浄化槽保守点検業者承認証【写し】	幌加内町が発行した指定期間令和3年4月1日から令和5年3月31日までの指定承認証の写し。

⑯は⑮のファイルに一緒に綴じてください。